

商工振興補助金をご活用ください

町では、町内に事業所があり、一定の条件を満たす事業者に商工振興補助金を交付します。補助金の概要は、次のとおりです。

中小企業事業者の定義

町内に事業所を有し、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条の規定に該当する者

申請条件（主なもの）

令和5年1月1日から令和5年12月31日までに、別表に該当する新設、または増設工事を完了した工場・店舗であること。

補助の内容

支払った固定資産税に応じて、別表のとおり3年間に渡り補助金を交付します。

申請期限

1月31日（金）厳守

※申請書類の様式等は産業経済課でお渡しします。また、町ホームページからダウンロードできます。

申し込み・問い合わせ先

産業経済課商工観光係

(32) 3113

交 付 の 条 件

- ①取得価格 1,000万円以上の費用で工場・店舗を**新設**したとき
- ②取得価格 500万円以上の費用で工場・店舗を**増設**したとき。

交 付 対 象

交 付 率

新たに固定資産税が課せられた年	翌年度に支払った固定資産税額の100/100以内
上記の翌年（2年目）	翌年度に支払った固定資産税額の70/100以内
上記の翌年（3年目）	翌年度に支払った固定資産税額の50/100以内

※1件の申請に対する年度毎の補助金の上限は、100万円です。

※購入による敷地の拡張は、増設に該当します。

※取得価格とは、工場、店舗もしくは指定施設が新設または増設のために投下した固定資産の取得価格の合計額をいいます。（耐用年数が3年未満の償却資産を除く）

対象となるもの

区分	業 種	対象資産	取得価格に含まれる資産
工場	建設業	土 地	事務所および機械置場敷地等
		建 物	事務所、資材倉庫、車庫等
		機 械	パワーシャベル、ブルドーザー等
		機 具・備 品	製図機、型わく、足場等
	製造業	土 地	工場および駐車場敷地等
		建 物	工場、事務所、倉庫等
		構 築 物	塀、舗装等
		機 械	工作、製造、検査等の機械設備
店舗	卸売・小売業 サービス業 運輸業	器 具・備 品	複写機、事務机等
		土 地	店舗および駐車場用地等
		建 物	店舗、倉庫、車庫等
		構 築 物	舗装等
		機 械	フォークリフト等
		器 具・備 品	商品棚、レジスター等
		ただしサービス業は、旅館業、洗濯業、理容業、美容業、写真業、自動車整備業および駐車場のみ	

【佐久税務署からお知らせ】

令和6年分の 所得税・個人消費税・贈与税 について 税務署での相談をご検討の方へ

1月6日(月)から2月14日(金)までの申告相談は、**事前予約制**となります。

事前に相談日時等を電話 0267 (67) 3460 で**予約**してください。予約なくお越しいただいても対応できませんのでご了承ください。

また、自宅でのスマホ申告と確定申告期間中の来署をご検討ください。

2月17日(月)から3月17日(月)までの確定申告期間中に来署する方は、

入場整理券が必要です。当日発行の入場整理券数に限りがありますので、

国税庁LINE公式アカウントを通じての事前発行をご利用ください。

確定申告会場は、マイナンバーカード方式によるスマホ申告を行っています。



国税庁LINE
公式アカウント

作成済の申告書の確認(検算)は行っていないので、ご承知おきください。

《来署する際にご持参いただくもの》

- お使いのスマートフォン
- マイナンバーカードおよび設定したパスワード2種類（数字4桁のもの・英数字6桁以上のもの）
- 申告に必要な書類（収入や控除に関する書類）
例：給与や年金の源泉徴収票、生命保険料等の控除証明書など

書面による 申告書等をご提出される方へ

1月以降、確定申告書等の控えに収受日付印の押なつは行いませんので、郵送で申告書等を提出される方は、提出用のみ郵送してください。
なお、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

申告相談は、国税庁ホームページ「タックスアンサー」や「チャットボット（ふたば）」をご利用ください。
電話の場合は、国税相談専用ダイヤル（TEL 0570 (00) 5901）をご利用ください。

問い合わせ先 佐久税務署 0267 (67) 3460 (代表)

町の 申告相談では

2月17日(月)から実施する町の申告相談では、**簡易な内容の申告や相談に限り受け付けます。**

次のような申告は、受け付けることができませんので、**佐久税務署での申告や相談をお願いします。**申告期間中は大変混み合いますので、早めの申告をお願いします。

受け付けることができない方（一例）

- 青色申告の方
- 土地・建物や株式の売却（譲渡）等があった方
- 暗号資産（仮想通貨）、FX等がある方
- 先物取引の雑所得があった方
- 純損失や雑損失の繰越控除を受ける方
- 初年度の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を受ける方
- 消費税や贈与税に関する申告や相談のある方
- 準確定申告（亡くなった方等の申告）をする方

問い合わせ先 税務課住民税係 (32) 3126

